

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

【70歳以上の方】

2018年7月まで			2018年8月から	
区分	限度額		区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円	→	課税所得 690万円以上	212万円
一般 (市町村民税課税世帯)	56万円		380万円以上690万円未満	141万円
低所得者 (市町村民税非課税世帯)	31万円		145万円以上380万円未満	67万円
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる者（年金収入のみの場合80万円以下） </div>	19万円		一般 (市町村民税課税世帯)	56万円
			低所得者 (市町村民税非課税世帯)	31万円
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる者（年金収入のみの場合80万円以下） </div>	19万円

【70歳未満の方】

※70歳未満の方の限度額は、変更ありません。

	区分	限度額
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
	市町村民税非課税世帯	34万円

※基準総所得額：前年の総所得額 - 基礎控除33万円